

出雲市多文化共生推進プラン

平成28年度～平成32年度

(案)

平成28年3月7日

出雲市

多文化共生とは……

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

(平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より)

「外国人住民」とは、一般的に本市に生活拠点を有する外国人を表しますが、本プランにおける「外国人住民」には、日本国籍を有しない人に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の人も含みます。

もくじ

はじめに	3
第1章 プラン策定の趣旨	
1. 策定の背景	4
2. プランの位置づけ	5
3. プランの期間	5
4. プランの見直し	5
第2章 出雲市の現状と課題	
1. 出雲市の現状	6
2. 島根県によるアンケート調査結果	13
3. 受け入れ側等の課題	25
第3章 プランの考え方	
1. ビジョン（目指していく出雲の将来の姿）	27
2. 目 標	28
3. 施策の体系	29
第4章 施策の実施	
1. 外国人住民のコミュニケーション支援	30
2. 外国人住民の生活支援	37
3. 多文化共生の地域づくり	45
4. 多文化共生推進のための体制整備	49

はじめに

近年、本市においては、外国人住民の増加に伴い、そこに暮らす日本人住民及び外国人住民の行政サービスに対するニーズも多様化してきています。そして、日本人住民と外国人住民が同じ地域に共に暮らしていく上で、いくつかの課題を抱え、その対応が必要となってきています。

課題解決には、日本人住民は外国人住民を一時的な滞在者としてだけではなく、共に暮らす地域住民として受け入れ、行政は地域と連携して外国人住民と共に暮らしていくための礎を築くことが、求められています。

また、日本人住民は外国人住民を良きパートナー・良き隣人として受け入れ、共に暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

このプランは、本市における多文化共生を推進するための取組方針を示すものとして策定しました。

第1章 プラン策定の趣旨

1. 策定の背景

本市は、平成17年（2005）3月に旧出雲市、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併し、さらに、平成23年（2011）10月には、斐川町とし、文字どおり「神話の國出雲」の中心をなす地域が一つにまとまり、人口17万人の新しい出雲市としてスタートしました。製造品出荷額は県全体の4割、農業産出額、商品販売額はともに県全体の4分の1を占めるなど、各産業がバランスよく発展した都市となりました。また、出雲縁結び空港、河下港、山陰自動車道など陸・海・空の交通拠点を有し、山陰有数の高度医療機関群の集積により医療福祉分野も充実する極めて発展可能性の高い都市となり、日本海側の玄関口としての条件を備えています。

これまで、本市は国際交流にも積極的に取組み、昭和61年（1986）10月アメリカ合衆国サンタクララ市、平成3年（1991）7月中華人民共和国漢中市、平成14年（2002）2月フランス共和国エヴィアン市、平成15年（2003）5月フィンランド共和国カラヨキ市、平成20年（2008）6月アイルランド共和国ダンレアリー・ラスダウン市とそれぞれ姉妹都市・友好都市提携を行ってきました。今日に至るまでの間、数多くの中学生、高校生による相互派遣交流を行い、その数は1,000人を超えています。こうした交流は、相手市との友好親善を推進するとともに、青少年の国際意識を醸成し、国際人として活躍できる人材を育んできました。

現在、日本は、本格的な少子高齢化が進展し、人口減少時代を迎えています。一方で企業・経済活動の更なるグローバル化、2020年の東京オリンピックの開催等により、国境を越えた「人」の移動がさらに活発化していくことが予想されています。本市においても例外ではなく、居住する外国人住民の数は年々増加し、平成27年（2015）12月末における外国人住民の数は2,700人を超える状況となりました。

本市は、これまで他国との友好・姉妹都市協定等の取組みによる中高生の相互派遣などの「国際交流」と技能実習生の受入などの「国際協力」をキーワードに、国際化を推進してきました。しかし、これからは外国人住民を良きパートナー・良き隣人として受け入れ、共に暮らしやすいまちづくりを進めていくために、

「多文化共生」を第3のキーワードとしてさまざまな取組みをおこなって行くことが求められています。

本市は、平成24年度（2012）に策定した総合振興計画「出雲未来図」の中でも、定住人口17万人のキープや、住みやすさNo.1のまちづくりを目指しています。この「出雲未来図」をベースにした「まち・ひと・しごと創出総合戦略」の中に、基本的方向として「多文化共生のまちづくり」を明示しました。

本プランは、このような背景をもとに策定するものです。

2. プランの位置づけ

本プランは、「新たな出雲の國づくり計画 出雲未来図」に基づく分野別個別計画として策定するものです。また、平成18年（2006）3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき、一つの民族に偏ることのないよう配慮しながら、島根県が平成24年（2012）3月に公表した「平成23年度 島根県在住外国人実態調査報告書」において報告された問題・課題等を参考として、多文化共生推進施策の基本的な考え方や関連する施策を体系的にまとめました。

3. プランの期間

本プランは、平成28年度（2016）から平成32年度（2020）までの5年間を計画期間とします。

4. プランの見直し

本プランの推進にあたっては、国の施策の動き及び住民の意向を尊重し、弹力的に施策を実施できるよう、関係機関等との連携・協働を深めながら必要に応じた見直しを行います。

第2章 出雲市の現状と課題

1. 出雲市の現状

(1) 出雲市の国籍別人口・推移

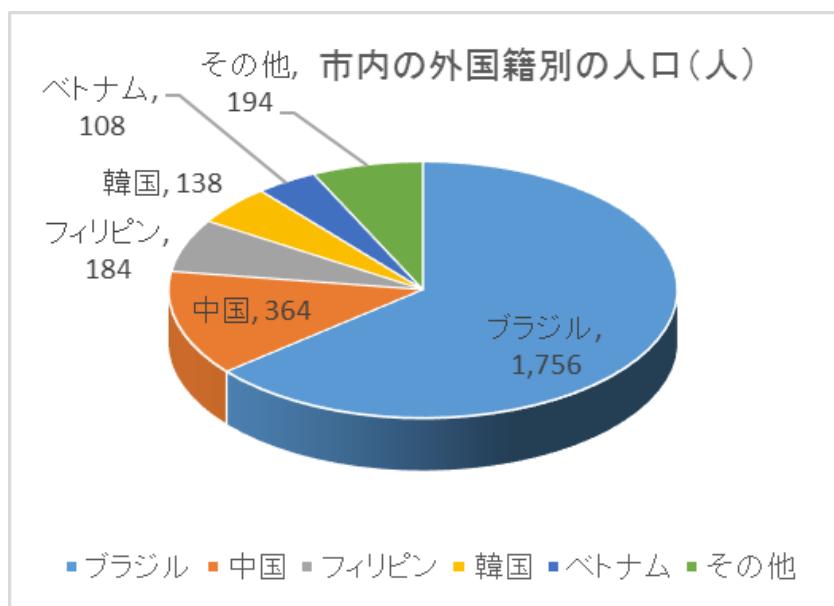
本市に居住する外国人・外国出身者の数は、地域経済の状況を反映して年々増加する傾向にあり、平成27年（2015）12月末時点の市内における外国人住民は、2,744人で、本市の人口に占める割合は1.57%になっています。

国籍別人口（平成27年12月末：人）

国 種	世帯数	男	女	合計
総 計	62,919	84,759	90,359	175,118
日本	61,093	83,223	89,151	172,374
オーストラリア	1	3	1	4
ブラジル	1,216	1,232	524	1,756
ミャンマー	33	0	33	33
バングラデシュ	10	14	14	28
カンボジア	20	0	20	20
カナダ	6	6	1	7
中国	259	86	278	364
コロンビア	1	1	1	2
フィンランド	1	0	1	1
フランス	1	1	0	1
インド	3	3	0	3
インドネシア	18	6	19	25
イタリア	0	0	1	1
ジャマイカ	2	0	2	2
朝鮮	16	19	10	29
韓国	58	69	69	138
ラオス	0	0	1	1
モンゴル	3	4	5	9
ペルー	1	1	0	1
フィリピン	53	25	159	184
ロシア	0	0	1	1
スイス	0	0	1	1
タイ	2	2	2	4
タンザニア	1	1	0	1
英國	1	2	0	2
米国	13	9	7	16
ベトナム	106	50	58	108
無国籍等	1	2	0	2
外国人住民計	1,826	1,536	1,208	2,744

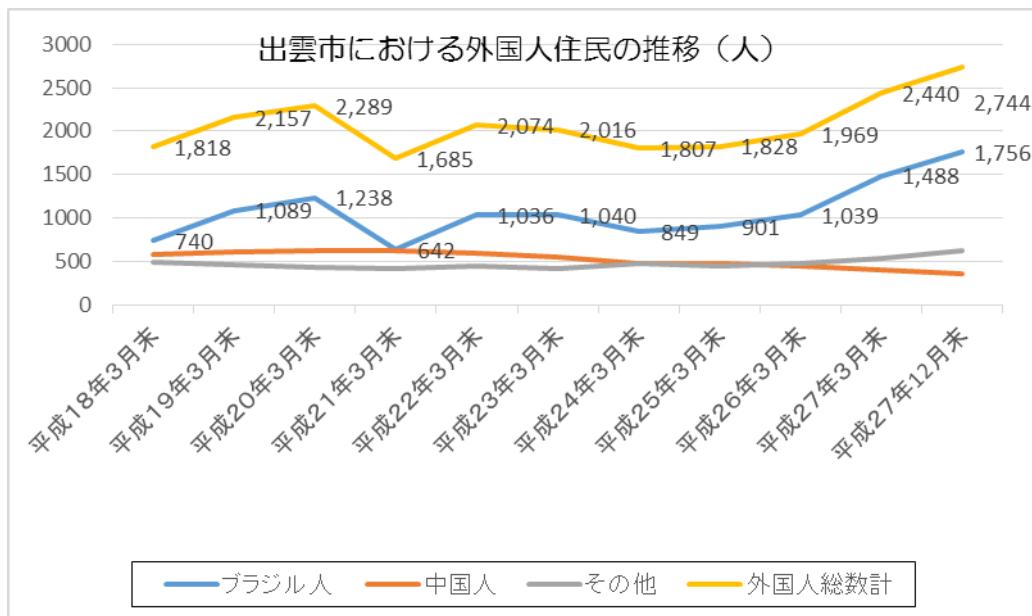
国籍別に見ると、1位はブラジル国籍（1,756人）であり、市内外国人住民の64%を占めています。

次に、2位は中国国籍（364人）であり、市内外国人住民の13.3%を占めています。以下、3位フィリピン国籍184人、4位韓国国籍138人、5位ベトナム国籍108人となっています。



(出雲市における外国人住民の推移；人)

年月／国籍	ブラジル	中国	その他	外国人住民 総 数
平成18年3月末	740	584	494	1,818
平成19年3月末	1,089	606	462	2,157
平成20年3月末	1,238	623	428	2,289
平成21年3月末	642	620	423	1,685
平成22年3月末	1,036	595	443	2,074
平成23年3月末	1,040	554	422	2,016
平成24年3月末	849	481	477	1,807
平成25年3月末	901	479	448	1,828
平成26年3月末	1,039	455	475	1,969
平成27年3月末	1,488	409	543	2,440
平成27年12月末	1,756	364	624	2,744

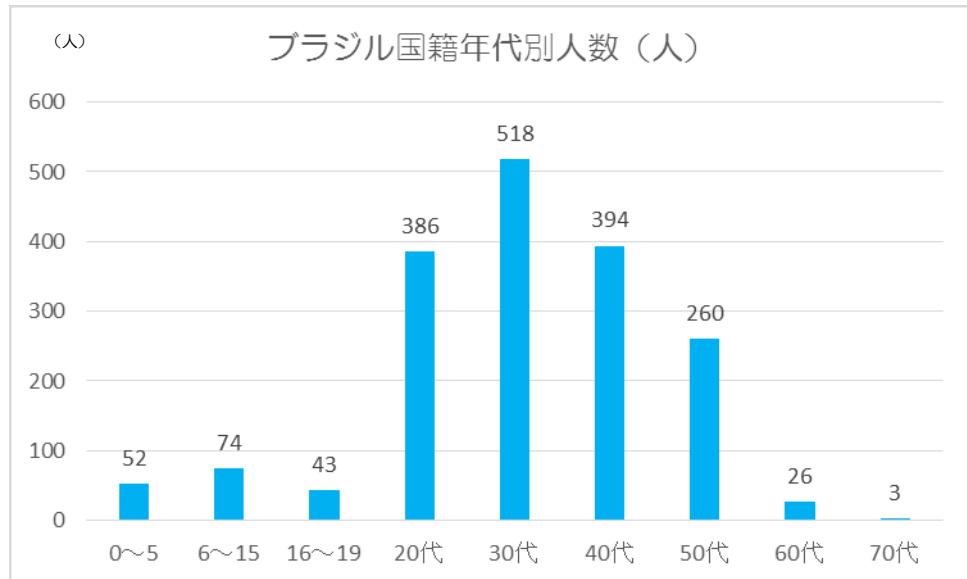


(2) 年代別構成

本市の平成27年(2015)12月末の年齢別外国人住民の状況は、以下のとおりとなっています。

区分	全 体		内 ブラジル国籍	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
0歳～5歳	79	2.9	52	3.0
6歳～15歳	104	3.8	74	4.2
16歳～19歳	64	2.3	43	2.4
20歳代	672	24.5	386	22.0
30歳代	806	29.4	518	29.5
40歳代	591	21.5	394	22.4
50歳代	321	11.7	260	14.8
60歳代	60	2.2	26	1.5
70歳代	31	1.1	3	0.2
80歳代	12	0.4	0	0
90歳代	4	0.2	0	0
計	2,744	100	1,756	100

(参考)



(3) 外国人住民の在留資格

本市に居住する外国人住民の在留資格の特徴として、就労活動の制限がない在留資格が約81%を占めています。(全国平均は64%)

(平成27年12月末)

住民基本台帳法 第30条45の区分	在留資格	男(人)	女(人)	計(人)	割合(%)
中長期在留者	教授	2	1	3	0.11%
	投資・経営	1	0	1	0.04%
	教育	2	6	8	0.29%
	技術	3	0	3	0.11%
	人文知識・国際業務	4	4	8	0.29%
	技能	11	1	12	0.44%
	技能実習1号イ	2	12	14	0.51%
	技能実習1号口	43	99	142	5.18%
	技能実習2号口	50	170	220	8.02%
	経営・管理	1	0	1	0.03%
	技術・人文知識・国際業務	10	9	19	0.69%
	文化活動	2	3	5	0.18%
	留学	13	15	28	1.02%
	家族滞在	17	19	36	1.31%
	特定活動	2	5	7	0.26%
日本人の配偶者等	日本人の配偶者等	336	90	426	15.52%
	永住者の配偶者等	5	16	21	0.77%
	定住者	603	374	950	34.62%
	永住者	346	340	686	25.00%
特別永住者	特別永住者	82	69	151	5.50%
出生による経過滞在者	出生による経過滞在者	1	2	3	0.11%
計		1,536	1,208	2,744	100%

(4) 出雲市立小中学校における実態

市立小中学校において日本語指導の必要な児童生徒は、平成27年(2015)12月末現在95人で7つの小学校、3つの中学校に在籍しています。約半数(56人)は「日常会話が全くわからない。」・「日常生活について半分程度は理解しているが、話すことは難しい。」と言う状況にあります。また、ポルトガル語を母語とする児童生徒が最も多い傾向にあります。

(平成27年12月末現在)

児童生徒 数 (人)	合 計(人)		ポルトガル語		カバウ語		中国語		インドネシア語		その他	
	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校	小 学 校	中 学 校
在籍外国人児童生徒数(人)	64	31	48	19	5	3	5	5	2	2	4	2
(内、日本語指導必要数)(人)	50 (78%)	23 (74%)	43 (90%)	18 (95%)	4 (80%)	3 (100%)	0	0	1 (50%)	2 (100%)	2	0

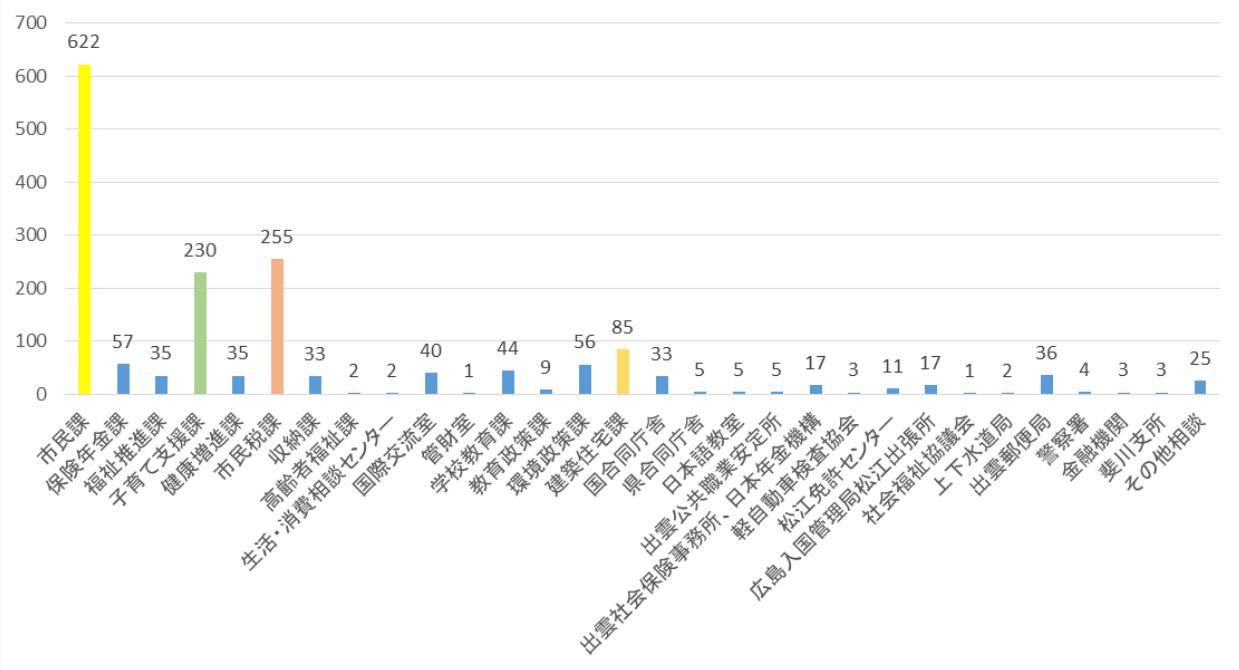
(5) 市役所窓口の現状

本市では、ポルトガル語の通訳翻訳職員を市役所本庁舎内に配置し、窓口での説明や生活上の相談、翻訳等に応じています。窓口通訳対応等の件数は、平成24年度(2012)が3,089件、平成25年度(2013)が3,161件、平成26年度(2014)が1,676件という状況です。

また、電話での問い合わせや相談は、平成24年度(2012)が731件、平成25年度(2013)が513件、平成26年度(2014)が219件となっています。平成26年度(2014)の窓口通訳対応の内訳は、下記のとおりです。

平成26年度 市役所窓口通訳対応の内訳

(件)



2. 島根県によるアンケート調査結果

島根県は、県内に在住する外国人住民のニーズや意見を把握するために、アンケート調査を実施し、平成24年（2012）3月に、その結果を「島根県在住外国人実態調査報告書」として公表しました。（以下調査報告書抜粋）

（1） 調査の目的

増加する県内の外国人住民のニーズや意見を把握し、県や市町村の外国人住民支援施策に反映させるため

（2） 調査対象者

平成23年（2011）当時、県内で外国人登録をしている20才以上の外国人住民のうち2,000人を無作為抽出

（3） 調査項目

- ① 日本語能力
- ② 日常生活について（相談先、困っていること、医療、健康保険、子どもについて、日本人とのつきあい等）
- ③ 差別や人権侵害（差別等を受けた経験、内容、対応）
- ④ 行政からの情報やサービス（必要な情報、入手方法、情報を得やすい場所、行政サービスの希望）
- ⑤ 防災について（災害の経験、備え等）

（4） 回収結果

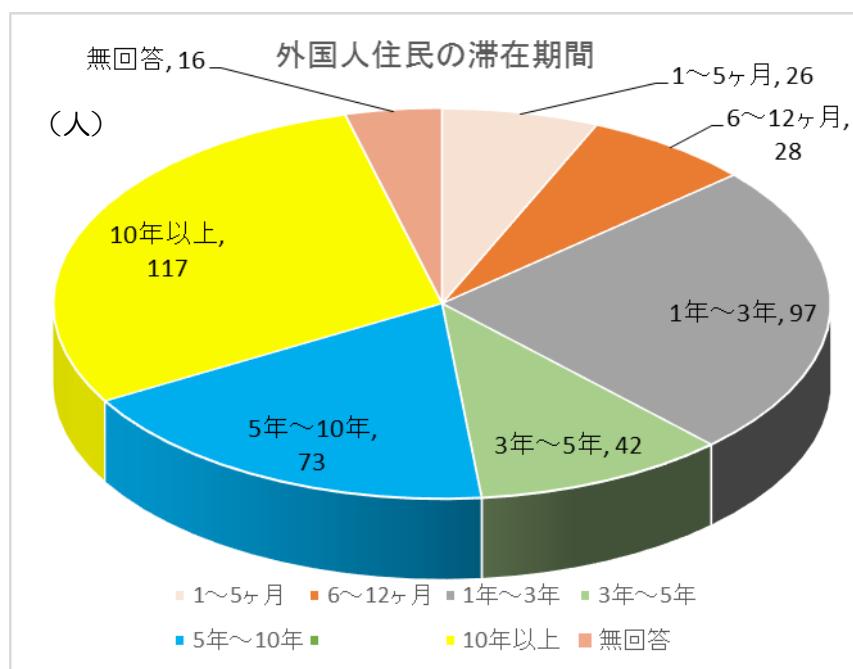
- 有効回答数 399件

（5） 島根県によるアンケート調査結果の概要

1) 滞在期間

これまでの滞在期間は「10年以上」が29.3%で最も多く、次いで「1年～3年」が24.3%との調査結果でした。

滞在期間	1～5ヶ月	6～12ヶ月	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年以上	無回答
人数	26	28	97	42	73	117	16
占める割合 %	6.5	7.0	24.3	10.5	18.3	29.3	4.0



2) 国籍別滞在期間

国籍別に見ると中国国籍は「1年～3年」が最も数くなっています。ブラジル国籍、韓国・朝鮮国籍、フィリピン国籍では「10年以上」が最も数くなっています。

国籍	1～5ヶ月	6～12ヶ月	1年～3年	3年～5年	5年～10年	10年以上	無回答
ブラジル	0	4	5	16	12	32	0
中國	16	17	66	14	23	17	2
フィリピン	0	2	10	5	17	27	2
韓国：朝鮮	2	2	2	1	8	31	0
回答数計	18	25	83	36	60	107	4

3) 今後の滞在予定

今後の滞在予定は、「住み続ける」が37.8%で最も多く、次いで「1年～3年未満」が19.5%となっています。国籍別に見ると、韓国・朝鮮国籍は82.6%、フィリピン国籍は58.7%が「住み続ける」と回答しています。また、ブラジル国籍では、「考えていない」が43.5%になっています。

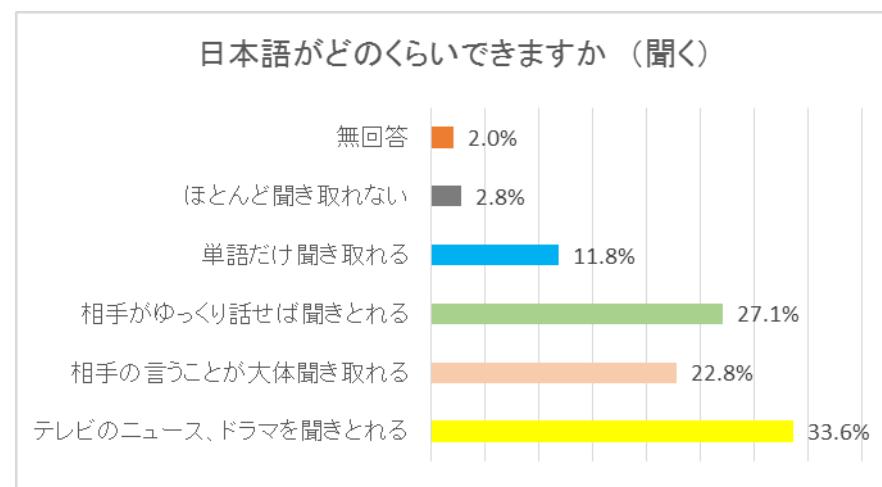
(上段；人 下段；%)

国籍	今後の 滞在予定	1ヶ月 ～ 5ヶ月	6ヶ月～ 12ヶ月	1年～ 3年	3年～ 5年	5年以上	住み 続ける	考えて いない	無回答	回答数 計
ブラジル	0	1	11	7	8	12	30	0	69	
	0	1.4	16.0	10.1	11.6	17.4	43.5	0	100	
中 国	15	9	50	7	2	49	18	5	155	
	9.7	5.8	32.3	4.5	1.3	31.6	11.6	3.2	100	
フィリピン	0	0	4	0	6	37	13	3	63	
	0	0	6.4	0	9.5	58.7	20.6	4.8	100	
韓国・朝鮮	0	2	1	0	2	38	3	0	46	
	0	4.3	2.2	0	4.3	82.6	6.6	0	100	
その他	3	3	12	7	10	15	5	11	66	
	4.5	4.5	18.2	10.6	15.2	22.7	7.6	16.7	100	
回答数計	18	15	78	21	28	151	69	19	399	
割合 (%)	4.5	3.8	19.5	5.3	7.0	37.8	17.3	4.8	100	

4) 言葉（聞く）

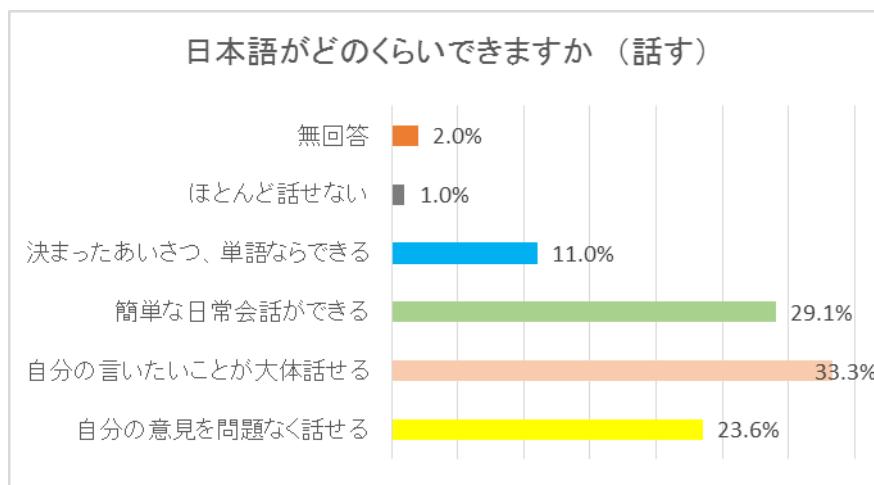
言葉（聞く）については、全体で「テレビのニュース、ドラマを聞きとれる。」が33.6%と最も多く、「相手がゆっくり話せば聞きとれる。」が27.1%、「相手の言うことがだいたい聞きとれる。」が22.8%で続いています。

一方、「単語だけ聞き取れる。」「ほとんど聞き取れない。」を合わせた回答者数の割合が14.6%となっています。



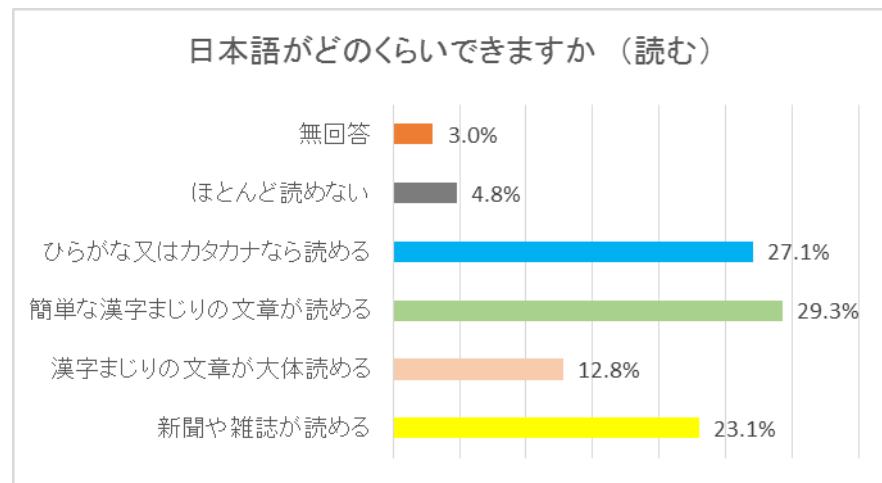
5) 言葉（話す）

言葉（話す）については、「自分の言いたいことが大体話せる。」が33.3%と最も多く、「簡単な日常会話ができる。」が29.1%、「自分の意見を問題なく話せる。」が23.6%で続いています。



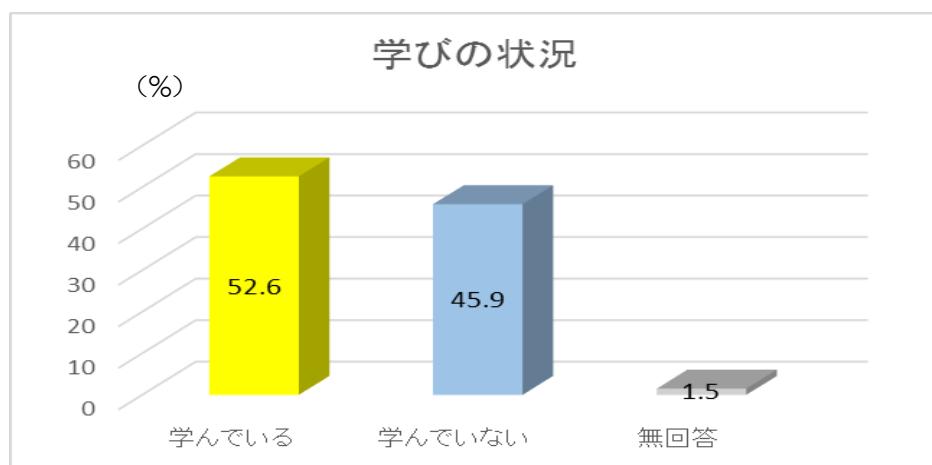
6) 言葉（読む）

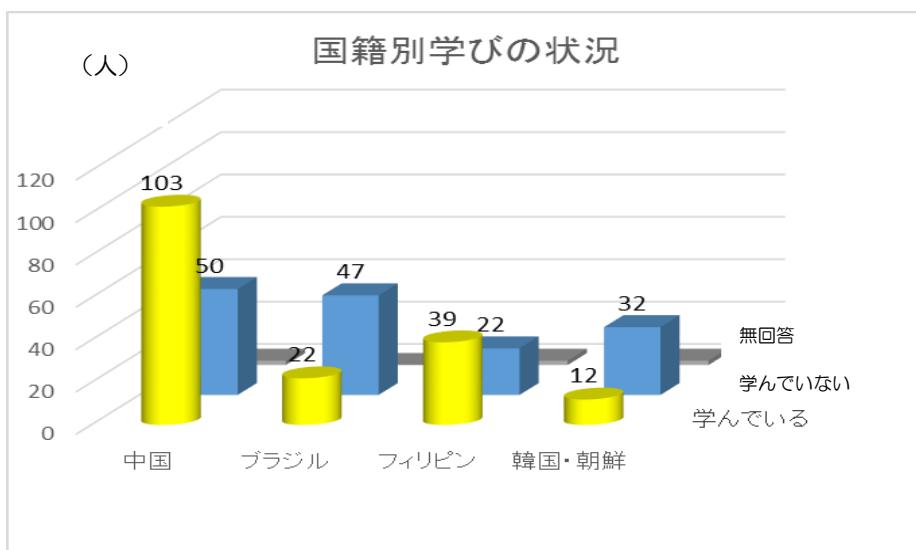
言葉（読む）については、「簡単な漢字まじりの言葉が読める。」が最も多く29.3%、「ひらがな又はカタカナなら読める。」が27.1%、「新聞や雑誌が読める。」が23.1%で続いています。



7) 日本語の学び

日本語を学んでいるかどうか（学び）については、「学んでいる。」が52.6%、「学んでいない。」が45.9%です。国籍別に見ると、中国国籍、フィリピン国籍、アメリカ国籍では「学んでいる。」がそれぞれ60%程度と高いものの、ブラジル国籍、韓国・朝鮮国籍では20~30%にとどまり、二極化傾向がみられます。

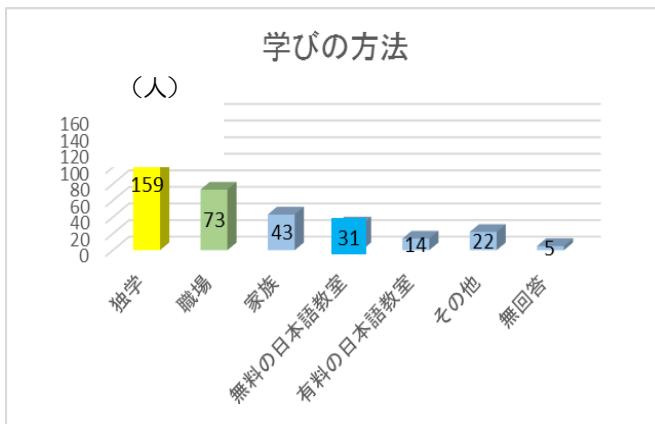




8) 学びの方法

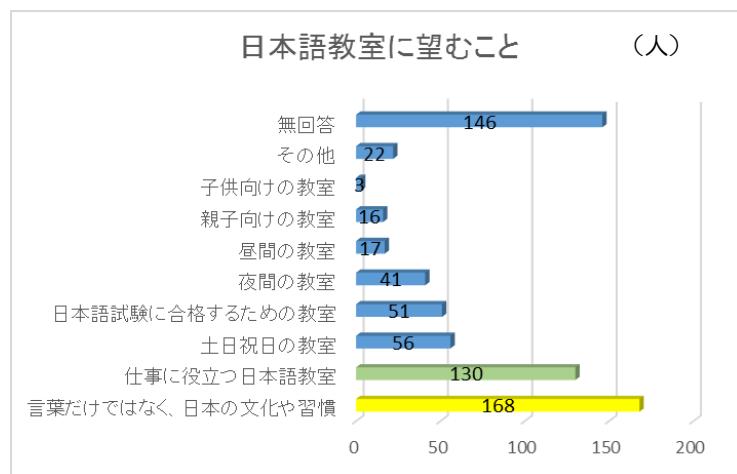
どのような方法で学んでいるのかについては、「独学」が最も多くて159人、「職場」が73人、「家族から」が43人と続きます。

「無料の日本語教室」と「有料の日本語教室」を合わせると45人に上ります。



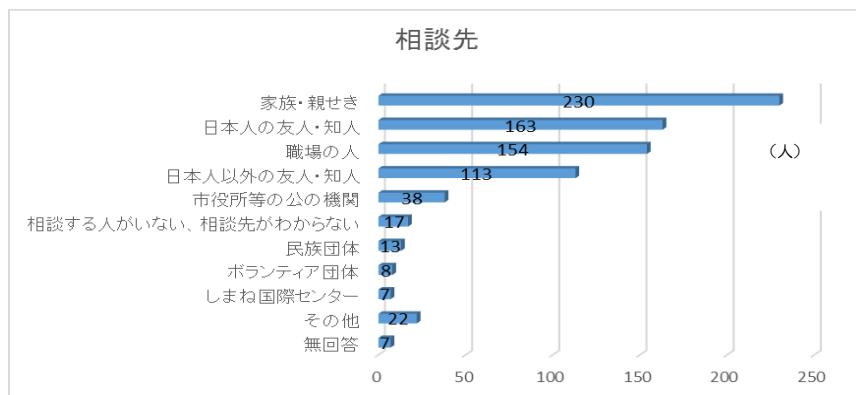
9) 日本語教室に望むこと（複数回答）

今後、日本語教室に望むことについては、「言葉だけではなく日本の文化や習慣」が最も多く168人、次いで「仕事に役立つ日本語」が130人です。



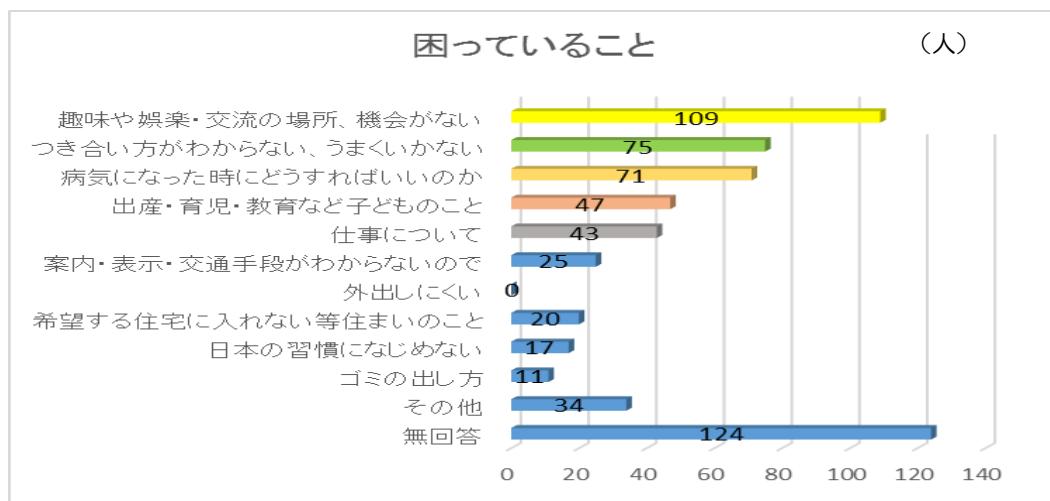
10) 困りごとの相談先（複数回答）

困りごとの相談先については、「家族、親せき」が最も多く、230人、「日本人の友人・知人」が163人、「職場の人」が154人と続きます。



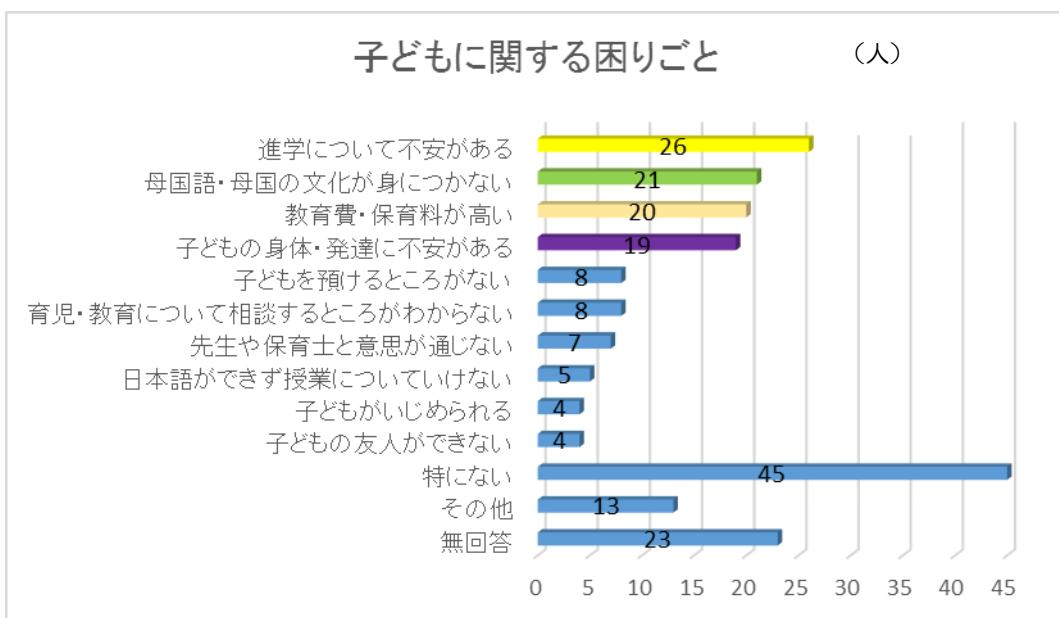
11) 困っていること（複数回答）

困っていることについては、「趣味や娯楽・交流の場所、機会がない。」が最も多くて109人、「日常生活や職場で、まわりの人とのつきあい方がわからない、またはうまくいかない。」が75人、「病気になったときどうすればいいか。」が71人と続いています。



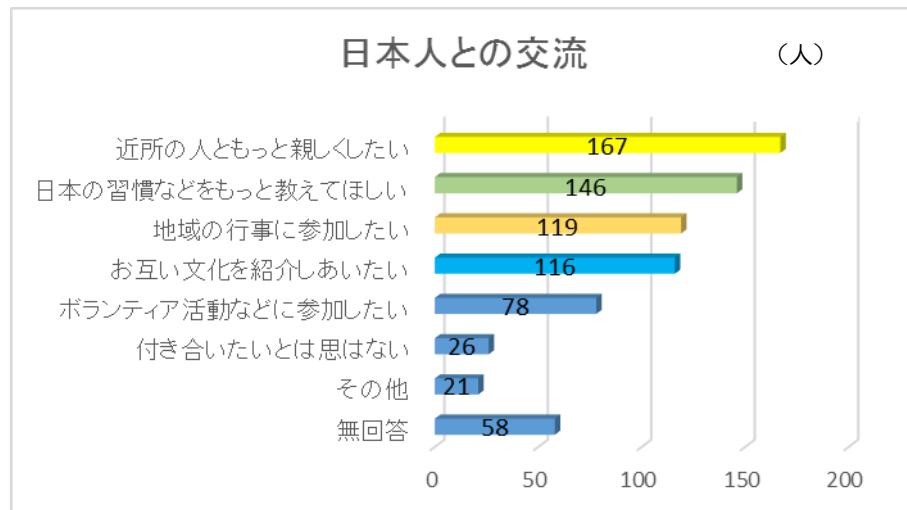
12) 子どもに関する悩み（複数回答）

子どもに関する悩みについては、「特にない」が最も多くなっているが、「子どものこれからの進学について不安がある。」が26人と全体の12.8%を占めています。



13) 日本人との交流の希望（複数回答）

日本人との交流の希望については、「近所の人ともっと親しくしたい。」が最も多く167人、次いで「日本の習慣等をもっと教えてほしい。」が146人となっています。



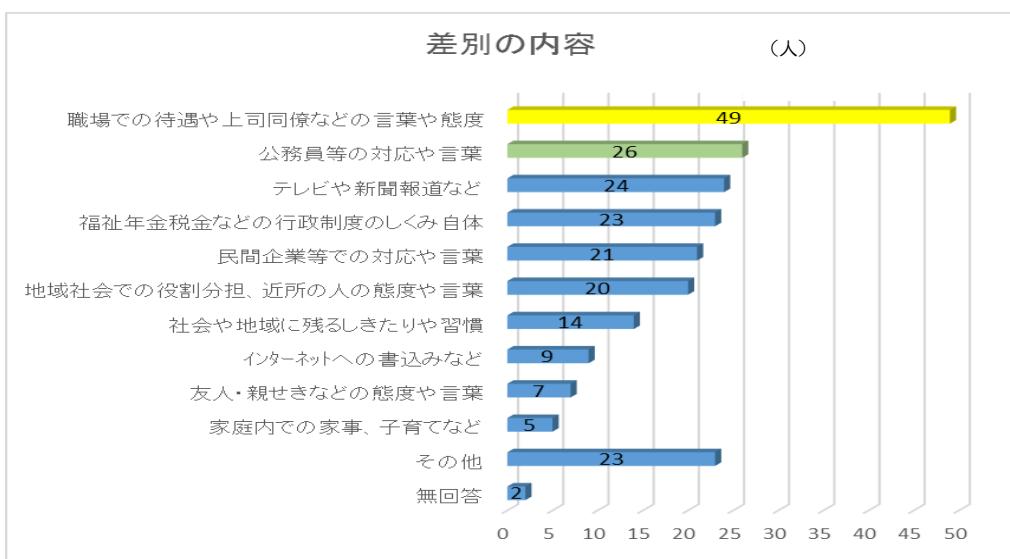
14) 差別や人権侵害の経験

差別や人権侵害の経験については、回答者の約30.8%の外国人住民が「経験がある。」と回答しています。



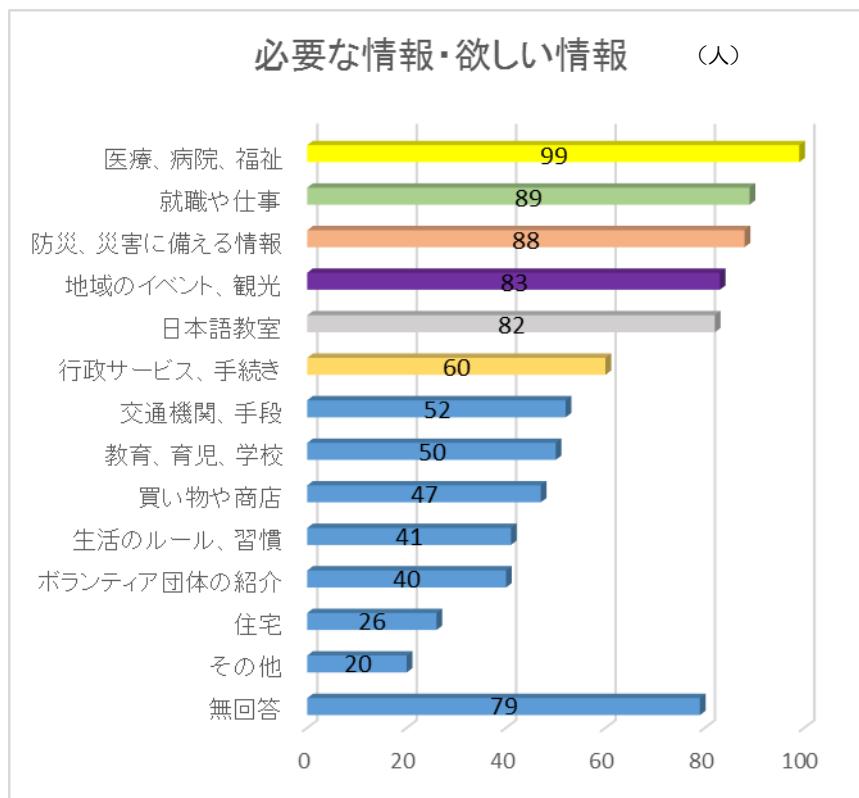
15) 差別と人権侵害の内容（複数回答）

差別・人権侵害の内容としては、「職場での待遇や上司、同僚などの言葉や態度」が最も多くなっています。公務員等の対応や言葉に、差別や人権侵害を感じている人もいます。



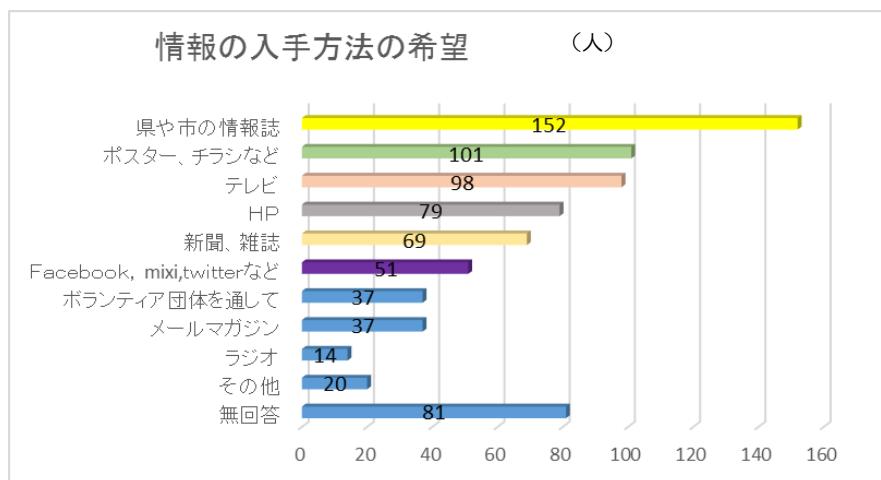
16) 必要な情報・欲しい情報（複数回答）

必要な情報、欲しい情報については、「医療、病院、福祉」が99人で最も多く、次いで「就職や仕事」、「防災、災害に備えるための情報」、「地域のイベント、観光」「日本語教室」と続いています。



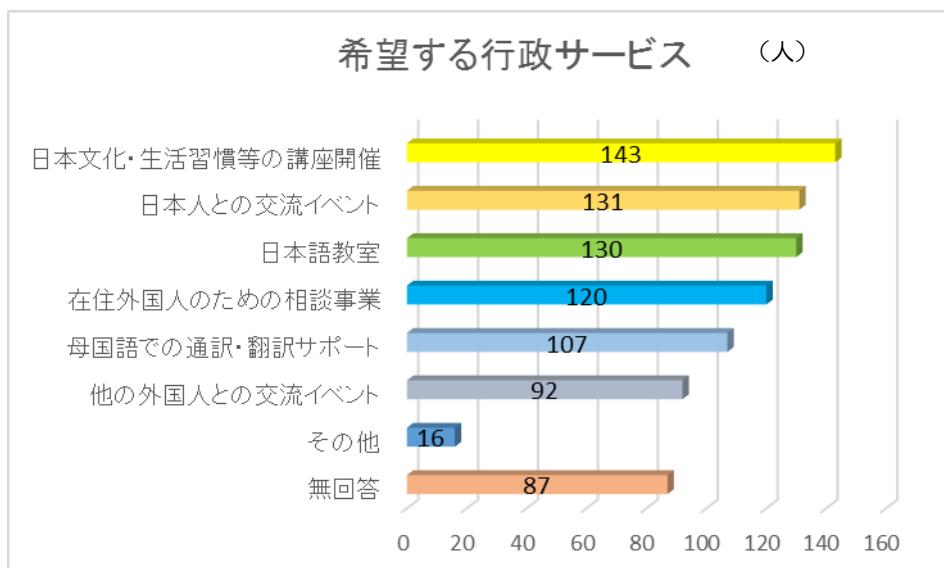
17) 情報の入手方法（複数回答）

情報の入手方法の希望については、「県や市町村の広報誌」を希望する回答者が最も多く、152人となっています。



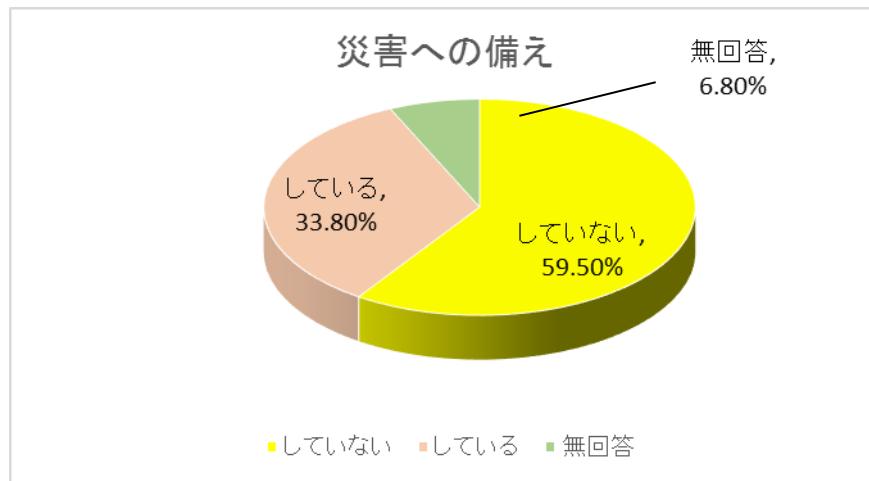
18) 希望する行政サービス（複数回答）

希望する行政サービスとしては、「在住外国人のための日本文化、生活習慣等の講座の開催」が最も多く143人、次いで「日本人との交流イベント」が131人、「日本語教室の開催」が130人、「在住外国人のための相談事業」が120人となっています。



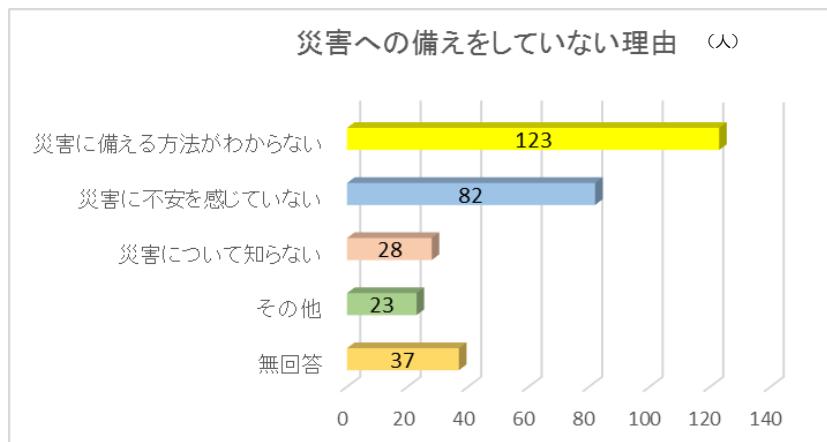
19) 災害への備え

災害への備えについては、「していない。」の方が多く59.5%、「している。」が33.8%となっています。



20) 災害への備えをしていない理由

災害への備えをしていない理由としては、「災害に備える方法がわからない。」が123人で全体の41.9%となっています。



3. 受け入れ側等の課題

(1) 市 民（日本人住民・外国人住民）

多文化共生のまちづくりは市民が主体であり、外国人住民を含む市民一人一人が、ビジョン（目指して行く出雲の将来の姿）の実現に向け、主体的に関わっていかなければなりません。

外国人住民は、日本の文化や慣習の理解を深めようとすることが求められています、また、コミュニケーションにはある程度の日本語習得が必要不可欠であると認識することも必要です。

一方、日本人住民は、外国人住民の人権を尊重し、共に生きていくために意識を変えていくことが求められています。多文化共生のまちづくりには、日本人、外国人が相互に理解しあうことが欠かせません。

(2) 市民活動団体、NPO法人、民間国際交流団体、町内会（自治会）等

市内には、地域の多文化共生活動や国際交流活動に取組むNPO法人や民間国際交流団体などがあります。これらの団体に加えて、市内に多数ある市民活動団体や町内会（自治会）などさまざまな団体があります。多文化共生のまちづくりを推進するためには、これらの団体に外国人住民も社会参加しやすい仕掛けづくりが求められています。

(3) 企業等

市内で働く外国人労働者の中には、人材派遣会社や業務請負会社で雇用されている人や、外国人技能実習制度により雇用されている人も多くいます。

外国人労働者を雇用する企業及び事業所（以下「企業等」という。）は、労働関係法令の遵守のほか、労働者の生活環境や家族の教育など私生活にも配慮をしなければなりません。

企業等が果たすべき社会的責任は、派遣先等にも同様に強く求められています。関係組織が積極的に地域活動に参画し、地域団体との連携を強めることにより、地域における多文化共生の推進が期待されます。

(4) 行政等

市及び市教育委員会並びにその他公的機関は、施策の体系で挙げる具体的な

取組を積極的に実施し、サービスの向上に努めるとともに、地域や各種団体との協働及び企業等との連携により、多文化共生を円滑に推進していくことが必要です。

出雲市内の国際交流団体（公益財団法人しまね国際センターホームページより）

団体名	団体名	団体名
出雲・アイルランド フレンドシップクラブ	出雲地区日中友好協会	国際ソロプチミスト出雲
いつも・カナダ友好協会	出雲中央ロータリークラブ	山陰日本アイルランド協会 出雲支部
出雲国際交流協会	いつも長浜 JK 委員会	島根県ブータン友好協会
出雲国際交流クラブ	特定非営利活動法人 出雲フィンランド協会	日本中国友好協会 島根県連合会
出雲女性文化交流会	出雲ホストファミリーの会	斐川町国際交流協会
一般社団法人 出雲青年会議所	出雲南ロータリークラブ	平田国際交流センター
出雲地区日韓親善協会	特定非営利活動法人工スペランサ	

市内の日本語教室（公益財団法人しまね国際センター作成日本語教室MAP2015年版より）

団体名	活動場所	問合せ先
出雲日本語ネットワーク	出雲市総合ボラソティアセンター	出雲市 国際交流室 (0853) 21-6576
日本語ボラソティアゆうわ	出雲市社会福祉センター	
日本語で話そう！ふらっと	平田中央ボルツ公園 セントラルハウス	
ひかわd eにほんご	アクティーひかわ	
特定非営利活動法人 エスペランサ	今市コミュニティセンター・塩冶コミュニティセンター	
塩冶地区社会福祉協議会	塩冶コミュニティセンター	

第3章 プランの考え方

1. ビジョン（目指していく出雲の将来の姿）

市は、本プランの基本的な考え方をわかりやすく明確にするため、次のビジョン(目指していく出雲の将来の姿)を定めます。

互いの国籍や民族・文化の違いを尊重し
共に暮らす多文化共生のまち

近年、本市においても「文化や価値観の多様性」や「共に生きる」ということを踏まえた「多文化共生」という言葉が注目されるようになりました。

「多文化共生」という言葉について、総務省は、平成 18 年（2006）3月に発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」の中で、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」と定義しています。

本市においても、外国から多くの人々が訪れ、多様な言語や文化、価値観をもつ人たちが私たちと共に暮らすことが多くなってきています。

これまでの外に向けられた「国際交流」「国際協力」に加え、「多文化共生」をもう1つの柱に据え、地域の発展に向けて日本人、外国人という区別を越えた協力関係を進めていくという視点から、「互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまち」を目指すべき将来像として、その具現化に向けて取組んでいきます。

2. 目 標

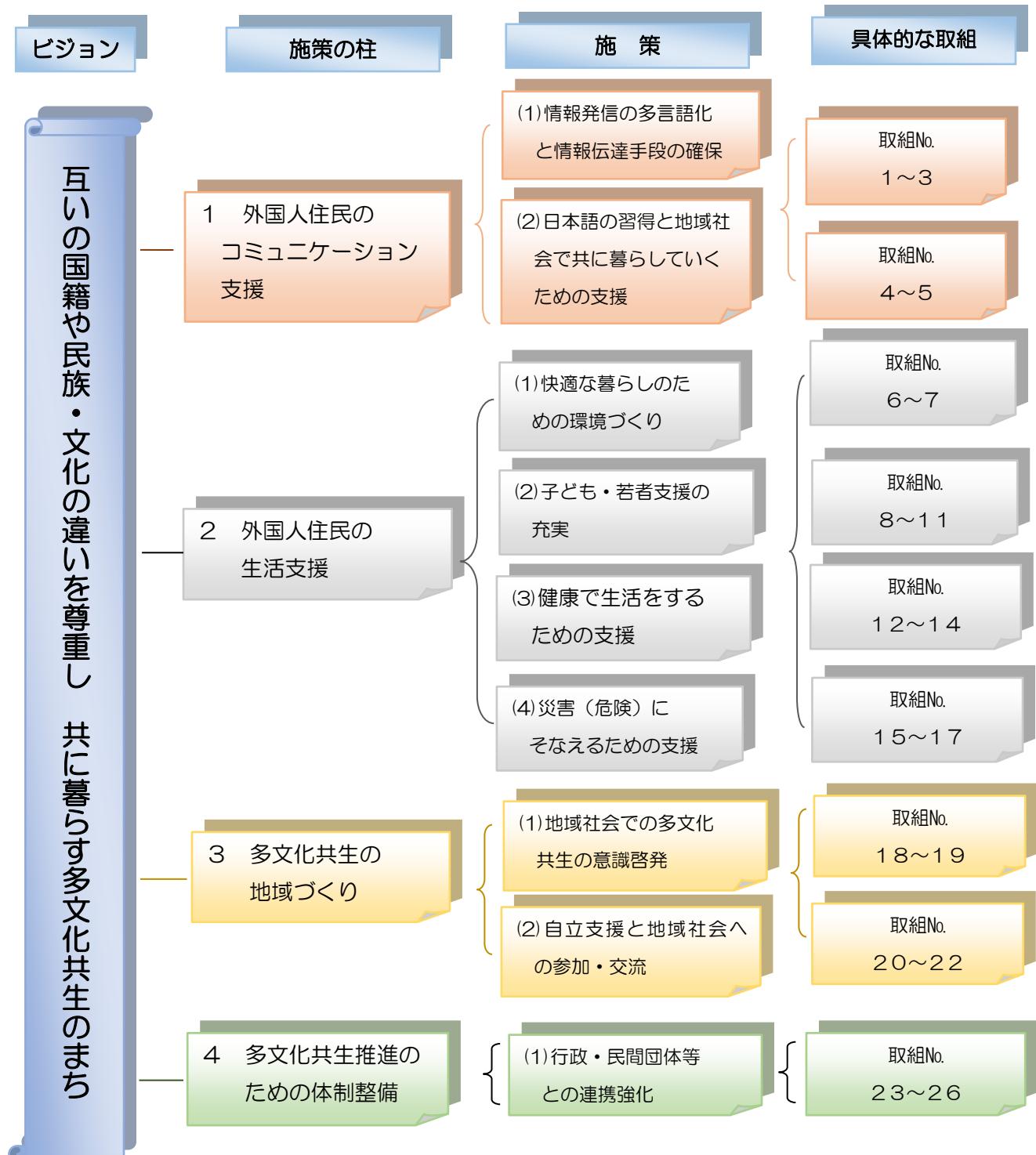
多文化共生のまちを目指すために、その指標として、平成26年度〔平成27年（2015）〕3月末の外国人住民の人数を基準として、平成32年度〔平成33年（2021）〕3月末市内に引き続き住んでいる（5年以上）外国人住民の割合を30%台とします。

これは、外国人住民が長く暮らす「出雲市」は、誰にとってもやさしい住みやすい「出雲市」であることを示しています。

平成27年 (2015) 3月末 実 績	平成33年 (2021) 3月末 目 標
24.6%	30%台

3. 施策の体系

ビジョンを実現するための施策の柱と施策を次のように定めます。



第4章 施策の実施

1 外国人住民のコミュニケーション支援

言葉や文化の違いにより、日本人住民と外国人住民との間のコミュニケーションが円滑に行われず、必要な情報が適切に伝わらないことがあります。このため、普段の生活に必要な各種の情報を多言語で提供したり、日本語を学ぶ機会を提供したりするなどの外国人住民へのコミュニケーションの支援を行う必要があります。

以下に、施策に関する現状と課題、取組方針及び取組項目を表します。

1-(1) 情報発信の多言語化と情報伝達手段の確保

1) 現状と課題

① 現状

- ア 市では外国人住民のための通訳・翻訳（ポルトガル語）職員及び、国際交流員（フィンランド共和国・アメリカ合衆国）を配置しています。
- イ 市のホームページ及びフェイスブックの一部を、ポルトガル語・英語での多言語による情報発信に努めています。
- ウ 外国人住民の中には、災害や事故時に警察や消防などに自分の住所も話せない人がいます。

② 課題

- ア 市の広報紙や各種募集チラシ等の多言語化。
- イ 出雲市で生活するための様々な情報の多言語での情報発信。
- ウ 公共施設の案内看板等の多言語化。
- エ 相談窓口における相談体制の充実。

2) 具体的な取組方針

- ① 市の広報紙に掲載するお知らせについては、外国人住民に情報提供する優先度が高いものから、やさしい日本語又は多言語で情報提供するよう努めます。
- ② 市役所窓口の申請用紙等の多言語化は、ニーズの高いポルトガル語・

英語を基準としますが、その他の言語は必要に応じて行います。

- ③ 外国人にも利用しやすい各種相談窓口体制の充実に努めます。
- ④ 窓口対応やお知らせなども、やさしい日本語を使うよう努めます。
- ⑤ 必要に応じて通訳の配置に努めます。
- ⑥ 他の行政機関、公共的施設等に対し、多言語での表示に努めるよう働きかけます。

具体的な取組

1-(1) 情報発信の多言語化と情報伝達手段の確保

No.1 窓口公共サービス等における多言語（ポルトガル語・英語）による情報提供

具 体 的 な 取 組	備 考
・障がい者福祉制度のしおり	
・障がい者手帳交付申請書類	
・福祉医療制度の概要等	
・福祉タクシーの交付申請書類	
・福祉サービスの支給申請書類	
・保護のしおり	
・NHK受信料の減免申請書類	
・児童手当制度の説明資料	ポルトガル語・英語 済
・児童手当新規認定申請書に係る添付不足資料	ポルトガル語・英語 済
・児童手当現況届案内	ポルトガル語・英語 済
・児童手当消滅届（転出時）に係る連絡票	ポルトガル語 済
・乳幼児等医療費助成制度の案内	ポルトガル語・英語 済
・児童扶養手当制度案内	
・子育てベんり帳	ポルトガル語・英語 済
・保育所入所、幼稚園入園申込関係書類 (支給認定申請書類、入園前健康診断票等)	ポルトガル語 済
・母子保健関係書類	ポルトガル語・英語 済
・予防接種関係書類	
・住民票交付申請書	ポルトガル語・英語 済
・印鑑登録、印鑑証明等申請書類	
・住民異動届書記入例等	ポルトガル語・英語 済

具 体 的 な 取 組	備 考
・手続きガイド（国民健康保険、国民年金）	ホルトガル語 濟
・加入期間証明、保険証再交付申請書（国民健康保険）	
・国民年金届出書、国民年金免除申請書	
・介護保険パンフレット	
・介護保険事業、高齢者在宅福祉事業等の申請書類	
・税務証明等交付申請書（市県民税・滞納のない証明・軽自動車納税証明）	ホルトガル語・英語 濟
・納税証明書等交付申請書	
・通訳を介した家屋調査（調査依頼、現地調査）	
・納税に係る送付文章	ホルトガル語 濟
・国外転出前の納税相談	
・納税に係る窓口対応用説明書	ホルトガル語 濟
・就学前健康診断関係書類	ホルトガル語・英語 濟
・入学通知及び指定学校変更に関する書類	ホルトガル語 濟
・学校から小中学校の保護者への連絡文書	
・食物アレルギー対応給食に関する案内	
・給食費に関する案内	
・公営住宅申込み申請書類	ホルトガル語 濟
・図書館利用の手引き	ホルトガル語・英語 濟
・公共施設 使用許可申請書類	

No.2 行政からの多言語による情報発信等

具 体 的 な 取 組	備 考
・国保だより	
・高齢者医療だより	
・国民年金制度の仕組み（年金機構ＨＰ利用）	ポルトガル語・英語 濟
・「市税だより」のダイジェスト版	「納税ごよみ」はポルトガル語・英語 濟
・福祉医療費助成制度	
・介護保険制度の概要パンフレット	
・高齢者在宅福祉事業等に関するパンフレット	
・介護保険料納付通知等に関する書類	
・各種計画概要版	
・国際交流室フェイスブックの多言語による情報発信	ポルトガル語・英語 濟
・やさしい日本語ガイドラインの情報提供	随時提供中
・広報いすも（優先度の高いものから翻訳対応）	
・市ホームページの多言語による情報発信 (英語、ポルトガル語、中国語、韓国語の自動翻訳機能を提供)	自動翻訳により実施中
・一畠電車内での外国語による音声案内駅（主要駅：松江しんじ湖温泉、イングリッシュガーデン前、松江フォーカルパーク、一畠口、雲州平田、川跡、出雲大社前は済）の拡大と多言語による案内	英語 濟
・一畠バス車両方向幕のローマ字併記	英語 濟
・運転手が所持するQ & A	英語・韓国語 濟
・一畠電車アテンダントの外国語による案内	
・路線バス車内の多言語によるアナウンス	
・観光パンフレット	・英語・中国語・韓国語・台湾語 濟
・公共施設の案内看板等	
・公共施設での案内用図記号の活用	

No.3 市役所内でのサービス向上

具 体 的 な 取 組	備 考
・総合案内での多言語での支援	
・多言語による「指さし案内表」の配置	ホルトガル語 濟
・市役所職員窓口サポートーバンクの設置	
・庁舎内案内看板	ホルトガル語・英語・中国語・韓国語 濟
・館内利用表示	
・外国人にも利用しやすい相談窓口体制の充実	女性相談等 一部実施中
・やさしい日本語での対応	継続して取組中
・通訳翻訳職員体制の強化	

1-(2) 日本語の習得と地域社会で共に暮らしていくための支援

1) 現状と課題

① 現状

- ア 外国人住民の中には、日本の文化・慣習等に戸惑いながら生活している人もいます。
- イ 日本語ができない外国人住民は、必要な情報を十分に得ることができず、日本社会で共存していく上で障害となっています。
- ウ 外国人住民の長期定住化に伴い、日本語学習へのニーズが多様化しています。
- エ 外国人住民の子どもが、日本語は話せるが母語を話すことが困難で、両親等とのコミュニケーションがうまくできない人もいます。
- オ 外国人住民にとって日本語教室は、「日本語学習」、「日本文化等の情報収集」、「人間関係をつくる」という3つの大切な役割を担っています。

② 課題

- ア 日本語の習得支援。
- イ 日本の文化・慣習等を学ぶ機会の提供。

2) 具体的な取組方針

- ① 日本語教室、母語教室等の開催・運営等に対して、必要な支援に努めます。
- ② 日本文化・慣習等を学ぶ機会の提供に努めます。
- ③ 市が関係する機関等に対して、多文化交流を推進するよう働きかけます。

具体的な取組

1-(2) 日本語の習得と地域社会で共に暮らしていくための支援

No.4 日本語・母語教室の開催支援

具体的な取組	備考
・日本語教室の開催運営支援	済 繼続支援
・母語教室の開催運営支援	済 繼続支援

No.5 日本文化・慣習等を学ぶ機会の提供

具体的な取組	備考
・コミュニティセンター自主企画による日本文化・慣習等の理解を深めることを目的とした事業の実施促進	
・生涯学習事業への外国人住民参加に向けた周知と呼びかけ	

2 外国人住民の生活支援

外国人住民が健康で快適な暮らしをしていくための日常生活全般にわたる支援を行っていく必要があります。

以下に、施策に関する現状と課題、取組方針及び取組項目を表します。

2-(1) 快適な暮らしのための環境づくり

1) 現状と課題

① 現状

ア 救急車の呼び方、病院の場所等、日常生活をするうえで必要な情報が十分に伝わっていません。

イ 外国人住民は、生活習慣や文化の違いにより、ごみの処理方法に戸惑っています。

② 課題

ア 救急車の呼び方、病院の場所等、日常生活をするうえで必要な情報提供。

イ ごみの処理方法、ごみの減量化、リサイクルの取組等の周知。

2) 具体的な取組方針

- ① 企業等と連携し、来日時における生活情報等のオリエンテーションの支援をします。
- ② 快適な暮らしに必要な生活情報等の発信に努めます。
- ③ 環境（ごみの処理方法等）に関する情報の発信や意識啓発に努めます。

具体的な取組

2-(1) 快適な暮らしのための環境づくり

No.6 生活情報等に関する支援

具体的な取組	備考
・行政と連携した来日時における日本の生活オリエンテーションの開催	
・日本で生活する上で必要な生活情報の発信（病院、薬局、お店等）	ポルトガル語・英語・中国語・韓国語版

No.7 環境に関する情報発信と啓発・周知等

具体的な取組	備考
・ごみの分け方、出し方ガイドブック	ポルトガル語・英語・韓国語、中国語 済
・ごみ収集カレンダー	ポルトガル語 済
・転入時の一般廃棄物収集申請、ごみの出し方（ルール）案内	
・外国人住民も参加しやすいリサイクル工場見学会・ごみ出し講習会の実施	

2-(2) 子ども・若者支援の充実

1) 現状と課題

① 現状

- ア 日本語の話せない外国人住民の子どもが、入学・編入等をした際、学習支援等を行っています。
- イ 外国人住民の児童生徒の中には、日常会話はできても、進学のための教科学習、学習言語が十分に理解できていない人もいます。
- ウ 日本語のわからない外国出身の保護者が、保護者会などの学校行事に出にくいことがあります。
- エ お便り等の翻訳に努めていますが、学校の考え方などが十分に親に伝わらないこともあります。
- オ 家族の都合で義務教育年齢を過ぎて転入した若者もいます。

② 課題

- ア 入学・編入等における就学児童、生徒及び保護者への支援。
- イ 異文化環境における子育て・教育に関する相談体制の拡充。
- ウ 義務教育年齢を過ぎた若者への支援。

2) 具体的な取組方針

- ① 就学前の子ども、就学児童、生徒及び保護者への支援に努めます。
- ② 通訳を介した子育て相談、子育て支援等の体制の充実に努めます。
- ③ 子ども・若者等を支援する民間支援団体活動との連携・支援に努めます。

具体的な取組

2-(2) 子ども・若者支援の充実	
No.8 就学児童・生徒及び保護者への支援	
具体的な取組	備考
・学齢期の児童生徒の学校への受け入れ及び学校における生活・学習支援	日本語指導加配教員の配置済 繼続支援
・保護者面談、家庭訪問等の保護者に対する通訳支援	
・中途編入等の児童生徒に対する初期日本語指導の充実	継続実施中
・児童生徒等を支援する民間支援団体活動への支援	
No.9 就学前の子ども及び保護者への支援	
具体的な取組	備考
・保育所・幼稚園児、保護者への通訳等を介した支援	
・保育所・幼稚園児、保護者を支援する民間支援団体との連携	一部済 繼続連携
・乳幼児健診や保育所・幼稚園の入園手続き、各種手当申請等への支援	
・日本語が十分に分からぬいため、学校行事などに参加しにくい親への支援	
・子育て支援センターなどが行う育児についての相談・指導への支援	
・日本の文化や慣習に戸惑いのある親の日常的な相談への支援	
No.10 進学のための支援	
具体的な取組	備考
・中学校を卒業した子ども等に対する高校進学のための民間支援団体等への支援	
No.11 悩みを抱える子ども・若者の支援	
具体的な取組	備考
・外国人住民も対象とした不就学、過年齢の子ども等の相談体制の拡充（出雲市子ども・若者支援センター等）	

2-(3) 健康で生活するための支援

1) 現状と課題

① 現状

- ア 今後、外国人住民も高齢化していくことが想定されます。
- イ 健康保険や年金制度、介護保険制度、障がい福祉制度等のしくみや必要性、メリット等の周知が十分ではありません。
- ウ 病院受診時に、症状などを医師や看護師に正確に伝えることが困難な人もいます。

② 課題

- ア 日本人住民と同様に健康を維持・向上するための支援。
- イ 健康保険や年金制度、介護保険制度等のしくみや必要性、メリット等の周知。
- ウ 医療機関での通訳支援等。

2) 具体的な取組方針

- ① 各種保険・サービス・助成制度などの分かりやすい周知に努めます。
- ② 通訳を介した子育て相談、子育て支援等の充実に努めます。
- ③ 妊娠・出産・子育て期の乳幼児のすこやかな成長発達や養育者の健康増進の支援に努めます。
- ④ 妊娠届時から、出産・子育てまで、関係機関と連携した切れ目ない母子保健事業に努めます。
- ⑤ 家庭訪問などの個別対応の充実に努めます。

具体的な取組

2-(3) 健康で生活をするための支援	
No.12 乳幼児を持つ家族への子育て支援	
具 体 的 な 取 組	備 考
・乳幼児健診等での通訳支援	随時国際交流室から通訳派遣済
・乳幼児健診案内等	ポルトガル語 済
・多言語の母子健康手帳配布	多言語での手帳配布を継続
・乳幼児訪問、健康教室等の資料の多言語化	ポルトガル語 済
No.13 健康づくりへの支援	
具 体 的 な 取 組	備 考
・健康カレンダー等の多言語化	
No.14 外国人住民の医療・介護支援	
具 体 的 な 取 組	備 考
・外国人患者受入に関する医療機関、介護施設等への情報提供	随時情報提供
・医療用翻訳アプリを活用した通訳、翻訳支援（総合医療センター）	
・問診票等の多言語化（総合医療センター）	英語・ポルトガル語・中国語・韓国語・タガログ語・タイ語 済
・多言語による医療費負担制度の情報提供（総合医療センター）	
・要介護認定等に係る通訳支援	随時国際交流室から派遣
・多言語による介護施設等のマップ作成	

2-(4) 災害（危険）にそなえるための支援

1) 現状と課題

① 現状

- ア 市が作成し配布しているハザードマップは多言語化ができていません。
- イ 市が発表する避難準備情報や避難勧告などの重要な情報を多言語で発表するための体制が十分ではありません。
- ウ 外国人住民向けの防災研修会や救急救命講習等の開催が望まれています。
- エ 外国人住民の防災訓練への参加者はほとんどありません。
- オ 外国人住民の中には、災害や事故時に警察や消防などに自分の住所すら話せない人がいます。再掲 1-(1)

② 課題

- ア 外国人住民にもわかりやすい危険箇所や避難場所、避難所等の情報発信。
- イ 災害時等における重要な情報の多言語での発信。
- ウ 外国人住民も参加しやすい防災訓練等の開催。
- エ 救急・消防など緊急情報の受信体制の整備。

2) 具体的な取組方針

- ① 外国人住民にもわかりやすいハザードマップの作成、避難所看板の設置等に努めます。
- ② 危険箇所や避難場所、緊急情報の発信媒体などの情報提供に努めます。
- ③ 外国人住民も参加しやすい防災研修会や防災訓練、救急救命講習等の開催などに努めます。
- ④ 緊急通話同時三者通訳システムの導入等、緊急時における受信体制の充実に努めます。

具体的な取組

2-(4) 災害（危険）にそなえるための支援

No.15 多言語による防災情報の提供

具体的な取組	備考
・ハザードマップ	
・避難所リスト	ホルトガル語・英語 済
・防災ガイドブック	
・災害情報等のホームページ・フェイスブック等での周知	
・避難所表示看板	継続して実施中

No.16 外国人住民も参加しやすい減災への取組・支援等

具体的な取組	備考
・外国人住民も参加できる防災訓練の開催	
・外国人住民も参加できる防災研修会の開催	
・自主防災組織の設立支援（各地区災害対策本部への外国人市民の参加）	
・防火指導講習会の開催	毎年中国人就労者に実施 継続開催
・救急救命講習会の開催	毎年中国人就労者に実施 継続開催
・消防本部見学会の開催	
・緊急時連絡方法等研修会の開催	

No.17 多言語による緊急情報の発信等

具体的な取組	備考
・多言語による緊急情報の発信	
・緊急通話の同時三者通訳システムの導入	

3 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりを進めて行くためには、そこに住む日本人住民の多文化共生に関する理解が不可欠です。また、外国人住民が地域で孤立することがないよう、地域社会へ参加する仕組みを作り、外国人住民がその能力を地域において発揮できるような環境づくりが必要です。

以下に、施策に関する現状と課題、取組方針及び取組項目を表します。

3-(1) 地域社会での多文化共生の意識啓発

1) 現状と課題

① 現状

- ア 地域社会において多文化共生の意識が十分に浸透していません。
多文化共生の地域づくりを推進していく上で、日本人住民も外国人住民との共生意識をもつことが大切です。

② 課題

- ア 多文化共生への理解を高め、差別と人権侵害のない多文化共生の地域づくり。
- イ 多文化共生をテーマに置いた意識啓発に関する学習機会や研修開催。

2) 具体的な取組方針

- ア 互いの文化を学習する機会の提供と多文化交流の推進に努めます。
- イ 多文化共生のための研修会等の開催に努めます。

具体的な取組

3-(1) 地域社会での多文化共生の意識啓発

No.18 多文化共生のための文化交流事業等の開催支援

具 体 的 な 取 組	備 考
・多文化交流事業の開催支援	済 繼続支援
・多文化共生の推進に取り組む国際交流員の配置	
・多文化共生意識の啓発のための生涯学習事業の開催	
・コミュニティセンター自主企画による日本文化・慣習等の理解を深めることを目的とした事業の実施促進	

No.19 多文化共生の意識啓発事業・研修会等の開催

具 体 的 な 取 組	備 考
・多文化共生についての職員研修会の開催	済 繼続開催
・職員のための「やさしい日本語」研修会の開催	済 繼続開催
・各種職員研修における多文化共生についての意識啓発	
・多文化共生についての保育幼稚園、小中学校教職員研修会の開催	
・多文化共生についての住民向け研修会の開催	
・外国人住民の人権に関する啓発活動	
・講演会参加者や人権相談における外国人への配慮	

3-(2) 自立支援と地域社会への参加・交流

1) 現状と課題

① 現状

- ア 外国人住民にとって、日本語や日本人とのコミュニケーションは難しく、地域や近隣との交流が十分できない状況があります。
- イ 外国人住民が、地域行事などに参加できるような環境づくりが必要です。
- ウ 外国人住民同士の横のつながりができる仕組みがありません。

② 課題

- ア 町内会（自治会）などへの加入を促し、防災をはじめとする地域活動などに参加できる仕組みづくり。
- イ 若い外国人住民が、地域の一員として地域の活動に参画できる風土づくり。
- ウ 外国人住民同士の、情報交換ができる仕組みづくり。

2) 具体的な取組方針

- ① 町内会（自治会）などへの加入促進の呼びかけに努めます。
- ② 外国人住民同士のネットワークづくりを支援します。
- ③ ハローワークと連携し就労支援を行います。
- ④ 自立のための支援に努めます。

具体的な取組

No.20 外国人住民の町内会（自治会）や地域活動等への参加促進

具 体 的 な 取 組	備 考
・外国人住民の町内会（自治会）への加入促進と地域活動への参加の呼びかけ	
・市民サポーター制度の設置	外国人住民含む

No.21 外国人住民ネットワーク作りへの支援

具 体 的 な 取 組	備 考
・外国人住民同士のネットワーク作りへの支援	

No.22 自立のための支援

具 体 的 な 取 組	備 考
・ハローワークと連携した就労支援（求人開拓等）	
・定住パンフレット、チラシの多言語版の作成	
・空き家バンクの多言語版の作成	
・公営住宅における多文化共生理解の促進	

4 多文化共生推進のための体制整備

施策の柱、施策、具体的な取組を確實に遂行するためには、体制整備を図っていくことが必要です。また、行政だけでは多文化共生にかかる施策を実施及び推進していくことは困難です。

そのため、住民や市民活動団体、NPO法人、民間国際交流団体、町内会（自治会）、企業、行政等が、それぞれの役割分担を明確にし、連携・協働して進めていくことが必要となります。

以下に、施策に関する現状と課題、取組方針及び取組項目を表します。

4-(1) 行政・民間団体等との連携強化

1) 現状と課題

① 現状

- ア 市役所の各窓口が個別に対応しているサービスや事業、抱えている課題、問題について、総合的・横断的な連絡調整を行うための仕組みが十分とは言えません。
- イ 市役所職員の多文化共生への理解をさらに高めるため、庁内研修などを通じて多文化共生に関する意識啓発を行っていくことが求められています。
- ウ 行政は、外国人住民や各種団体等と、市の多文化共生の在り方を話し合う機会や課題・問題点を共通の話題として話し合う場が求められています。

② 課題

- ア 市の多文化共生について、総合的・横断的な連絡調整を行うための取組。
- イ 職員への多文化共生に関する研修。
- ウ 外国人住民や各種団体等と、市の多文化共生の在り方を話し合う機会（場）の充実。

2) 具体的な取組方針

- ① 住民や市民活動団体、NPO法人、民間国際交流団体、企業等との多文化共生推進に関する情報交換の場を設けます。
- ② 必要に応じて専門的な会議を開催します。
- ③ 外国人住民の声を直接聞く場を設けます。

具体的な取組

4-(1) 行政・民間団体等との連携強化

No.23 多文化共生推進のための連絡会議等の開催

具体的な取組	備考
・関係企業等による情報共有、連絡会議の開催	済 繼続開催
・国際交流団体等による情報共有、連絡会議の開催	済 繼続開催
・多文化共生連絡会議（市、企業、民間団体、外国人住民等）	
・多文化共生に関する専門会議の開催（必要に応じて教育・就労・防災などに関する専門的な会議）	教育部局で一部実施中

No.24 市役所窓口等庁内連絡調整会議の設置

具体的な取組	備考
・庁内関係課連絡会議の開催	済 繼続開催
・外国人住民へのアンケート調査の実施	

No.25 外国人住民や各種団体との意見交換の場の設置

具体的な取組	備考
・外国人住民を対象とした広聴事業	

No.26しまね国際センターと連携した外国人住民相談会の設置

具体的な取組	備考
・（公財）しまね国際センターと連携した外国人住民相談会の開催	H27から実施・継続開催